

資料 8 揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定マニュアル

恵庭市建設部建築課所管工事
揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定マニュアル（H22. 8. 1）

＜目的＞

建築課が所管する公共建築物の工事に際して、建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定については、公共建築工事標準仕様書及び建築工事監理指針（国土交通省監修）に準拠し、特記仕様書に特記して実施しているが、監理指針等に詳細の定めが無い項目などについて、マニュアルを策定し測定に係る基本的取り決めを行うものである。

＜適用範囲＞

このマニュアルは恵庭市公共建築物シックハウス対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という）に基づき、建築課で発注する公共建築物の新築・増築・改築及び改修工事（防水、外壁等の屋外改修工事を含む）に適用する。

＜測定対象化学物質＞

測定対象物質はガイドラインに定める6物質とし、次に掲げるものとする。但し、他に必要があると認める場合は別途定める。

- 1）ホルムアルデヒド
- 2）トルエン
- 3）キシレン
- 4）パラジクロロベンゼン
- 5）エチルベンゼン
- 6）スチレン

＜測定対象室及び測定箇所＞

- （1）新築・増築・改築及び屋内改修工事の場合
ア 施設ごとの測定対象室は次による。

施 設	測 定 対 象 室
学 校	普通教室、特別教室、管理諸室、給食室、体育館、その他必要と認める室
住 宅	建設戸数又は改修戸数の1割以上（10戸未満の場合は1戸以上）で各住戸原則南面する2室、その他必要と認める室
一般建物	事務室、会議室、休憩室、居住室・宿泊室、研究室などその他の主要室、書庫・倉庫など常時換気しない室、その他必要と認める室

資料 8 揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定マニュアル

- イ 原則的に測定対象室の用途ごとに測定する。
- ウ 用途ごとに2室以上ある場合は、仕上げ材等の仕様が大きく異なる室ごとに測定を行う。
- エ 同一の用途で同一の仕上げの場合、3室ごとに1室程度測定する。
- オ 複数階に同一用途で同一仕上げの居室がある場合は、原則各階1室測定するが、同一階で3室を超える場合は、上記エによる。
- カ 学校における普通教室について、室数が多い場合は、各階4教室に1教室程度測定する。
- キ 改修工事においては、測定対象室のうち内装改修を行った室について測定を行う。但し、部分補修程度の場合は除く。
- ク 既存仕上げを一部残した改修や備品などを存置したままの改修の場合、必要に応じて着工前に測定を行う。
- ケ 室面積による測定箇所数は次による。

室の床面積 A（㎡）	$A \leq 50$	$50 < A \leq 200$	$200 < A \leq 500$	$500 < A$
測定箇所数	1	2	3	4

（2）屋外改修工事（防水・塗装等）の場合

測定対象室は、屋外改修工事の施工部位に接する居室で、施工状況等を考慮し、必要に応じて測定を行う。なお、施工中は建物内に化学物質が出来る限り流入しないよう適切な措置を講じること。

<測定対象外の工事>

測定の対象とならない工事にあっては、施工計画書提出の段階で、その工事に使用する塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品について、当該製品の製造所が作成した化学物質等安全データシート（MSDS）の提出を求めて有害物質の確認を行い、施工中は適切な換気などの措置を行う。